

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

わが国では近年、犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化・低年齢化の一途を辿り、国民の生命・財産の保護を責務とする国家の存立基盤をも脅かす状況にある。

このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

「刑事裁判は、社会秩序維持を護るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という、平成2年の最高裁判決が、わが国の犯罪被害者がおかされている立場を明確にしている。

加害者については医療費・食料費・生活管理費または国選弁護報酬費まではるかに高額な費用を国家が負担している。このように「加害者の権利」だけが保護される極めて不公正な扱いを是正し、国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活補償・精神的支援など被害回復のための支援制度を確立することは国の責務である。

よって、政府においては、犯罪被害者の権利を認め、被害回復制度の確立が実現されるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度(訴訟参加)を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度(附帯私訴)を確立すること。
- 4 犯罪被害者救済制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 6月22日

大津市議会議長 北林 肇

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
国家公安委員会委員長  
衆議院議長  
参議院議長 あて

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安全、安心が脅かされている。このような中、犯罪被害者とその家族は、事件の当事者でありながら、長い間刑事司法から除外されるなど社会的に放置されて孤立し、正当で十分な支援制度もなく、極めて深刻な状況に置かれてきた。

平成12年5月に犯罪被害者保護関連二法が制定されるなど、被害者の権利行使について一定の前進は見られるものの、依然として刑事手続からは排除され、犯罪加害者に対する損害賠償請求についても別途民事裁判を提起しなければならないなど、被害者とその家族に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分と言わざるを得ない。

これらは司法制度上被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

国民のだれもが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めるることなどを正当な権利と位置づけ、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、政府ならびに国会におかれても、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図るため、下記事項について早急に実現されるよう強く要望する。

### 記

1. 犯罪被害者の刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度を創設すること。
3. 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 9月24日

近江八幡市議会議長 井 上 栄一郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 殿
参 議 院 議 長	扇 千 景 殿
内 閣 総 理 大 臣	小 泉 純一郎 殿
総 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
法 務 大 臣	野 沢 太 三 殿
国 家 公 安 委 員 長	小 野 清 子 殿
警 察 庁 長 官	漆 間 巍 殿

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がりえないほどの痛手を受けながら、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられている。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではないという平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、過度とも言える加害者の人権保護が際立ち、不公平な取扱いが行われていると言っても過言ではない。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、被害者の権利行使について一定の成果は見られたものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものである。

国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、国におかれでは、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月26日

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議長	倉田寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
法務大臣	野沢太三 殿
国家公安委員長	小野清子 殿
警察庁長官	佐藤英彦 殿

京都府議会議長 田坂幾太

## 犯罪被害者の権利と被害回復に関する意見書

(16.10.8提出)

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

「犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく」という平成2年の最高裁判決が示すとおり、犯罪被害者の権利は軽視されている一方、加害者の権利だけが保護される不公正な扱いがなされている。

国においては、「犯罪被害者保護関連法」が制定され、「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されるなど、被害者の権利にかかわり一定の前進は図られたところであるが、被害者とその家族に対する権利擁護と救済措置は、いまだ不十分なまま現在に至っている。犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務である。

よって国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復に向け、速やかに法整備及び制度の確立を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

わが国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。このような現状のなか、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、時には偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

一方、加害者に対しては、逮捕以後、医療費や食料費等から国選弁護報酬費まで、高額な費用を国が公費で負担している。

2000（平成12）年5月に、犯罪被害者保護関連法が制定され、被害者の権利行使について、一定の前進は見られるものの、未だ十分なものとはいえない。

国民の誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性がある以上、一方的に加害者的人権だけが保護される不公正な扱いを是正し、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務である。

よって国会及び政府は、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設し、また、犯罪被害者が刑事裁判のなかで民事上の損害回復ができる制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月24日

大阪府議会議長 森山一正

議員提出議案第5号

犯罪被害者の権利と被害回復に関する意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成16年3月26日

大阪市会議長 船場太郎様

提出者

大西宏幸	福田賢治	太田勝義	大丸昭典
足高将司	新田孝	多賀谷俊史	加藤仁子
有本純子	村尾しげ子	山崎誠二	広岡一光
長尾秀樹	小笠正博	高田雄七郎	井手勝子
高橋諒司	下田敏人	矢達幸	瀬戸一正

(別紙)

平成16年3月 日

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
法務大臣	財務大臣
厚生労働大臣	国家公安委員会委員長
警察庁長官	各あて

大阪市会議長 船場太郎

犯罪被害者の権利と被害回復に関する意見書

我が国においては、近年、犯罪件数が急増しており、その内容も重要凶悪事件の多発や少年非行の深刻化など極めて憂慮すべき状況にある。このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、法制度による保護もなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきた。

「犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく」という平成2年の最高裁判決が示すとおり、犯罪被害者の権利は軽視されている一方、加害者の権利だけが保護される極めて不公正な扱いがなされている。

国においては、「犯罪被害者保護関連法」が制定され、「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されるなど、被害者の権利に関わり一定の前進は図られたところであるが、被害者とその家族に対する権利擁護と救済措置は、いまだ不十分なまま現在に至っている。犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務である。

よって国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復に向け、速やかに法整備並びに制度の確立を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

わが国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っています。このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。

「刑事裁判は、社会秩序維持を護るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という、1990年の最高裁判所判決が、わが国の犯罪被害者がおかされている立場を明確にしています。この一方で加害者に対しては、逮捕以後、医療費や食料費、生活管理費等から国選弁護報酬費まで、平成12年度で427億9,104万円もの高額な公費を国が負担しています。このような一方的に「加害者の人権」だけが保護される不公正な扱いを是正し、国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務であります。

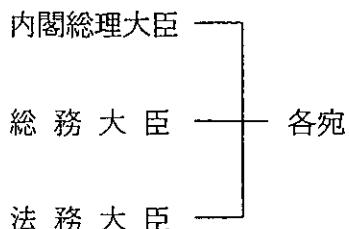
よって、

- 一、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、
- 一、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設し、また、
- 一、犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月24日

堺市議会





## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続きから排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担が強いられている。

以上のこととは、法制度上被疑者・被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対して、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため左記の項目を早急に実現することを強く要請する。

### 記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。
- 4 被害者救済制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月29日

守口市議会

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどっており、国民の日常生活における安心、安全が脅かされている。

このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、一生背負うほどの痛手を受けながら、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

我が国の刑事司法においては、「刑事裁判は社会秩序を守るもので、被害者のためにあるのではない」という平成2年の最高裁判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている。しかし一方、加害者に対しては医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、加害者の権利だけが保護されるという極めて不公正な取り扱いとなっており、早急に是正されなければならない。

国民のだれもが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活補償、精神的支援など、被害回復のための支援制度を確立することは国の責務である。

よって政府におかれでは、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
3. 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう、附帯私訴の制度を確立すること。
4. 犯罪被害者救済制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月3日

東大阪市議会

'05年06月20日(月) 13時23分 発送:0353191774

発信:茨木議会事務局

R:980

P.02.02

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は一生立ち上がりがれないほどの痛手を受けながら、社会的に放置されて孤立し、正当で十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれ、精神的・経済的苦痛を強いられている。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではないという平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧される一方で、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、過度とも言える加害者の人権保護が際立ち、不公平な取り扱いが行われていると言っても過言ではない。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、いわゆる保護三法が制定されるなど一定の前進が見られたが、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものである。

治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱き、国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めることが正当な権利と位置づけ、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、下記の措置について早急に検討し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図られるよう強く要望する。

### 記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
3. 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月29日

大阪府茨木市議会

'05年06月20日(月)13時47分宛:0353191774

発信:柏原市議会事務局

R:367

P.02.04

意見書案第2号

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

上記議案を柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成16年6月30日

柏原市議会

議長 笠井和憲 殿

提出者 柏原市議会議員 中村幸平 ㊞

" 堅木照久 ㊞

" 乾幸三 ㊞

" 横谷政則 ㊞

" 中野広也 ㊞

賛成者 柏原市議会議員 友田景 ㊞

" 中村保治 ㊞

" 岸野友美子 ㊞

" 和田周二 ㊞

'05年06月20日(月) 13時47分 発送:0353191774

発信:柏原市議会事務局

R:367

P.03.04

賛成者 柏原市議会議員 寺 田 悅 久 ㊞

〃 藤 森 洋 一 ㊞

〃 鶴 田 将 良 ㊞

〃 計 盛 佐登子 ㊞

〃 荒 藤 光 子 ㊞

〃 浦 野 かをる ㊞

〃 入 倉 英 男 ㊞

〃 翼 繁 ㊞

'05年06月20日(月)13時47分宛:0353191774

発信:柏原市議会事務局

R:367 P:04.04

### 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書（案）

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がりがれないほどの痛手を受けながら、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられている。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではないという1990年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている。

2000年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、被害者の権利行使について一定の成果は見られたものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものである。

国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、国におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
3. 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月30日

大阪府柏原市議会

## 罪被害者の権利及び被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどり、国民の生命、財産の保護を責務とする国家の存立基盤をも脅かす状況となっています。

こうした状況の中、犯罪に巻き込まれた被害者とその家族は、一生立ち直れないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきました。また、「刑事裁判は、社会秩序維持を護るためにあるので、被害者のためにあるのではない。」という平成2年の最高裁判所判決が、現在の我が国の犯罪被害者が置かれている状況を明確に表しています。

よって、政府は、国民のだれもが犯罪被害者になる可能性があることを踏まえ、犯罪被害者の救済と被害回復制度等の確立に向け、下記の措置を講ずるよう強く求めます。

### 記

1. 犯罪被害者を救済するための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続に参加することのできる制度(訴訟参加)を創設すること。
3. 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度(附帯私訴)を確立すること。
4. 被害者救済制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年9月24日

枚方市議会議長 河西正義

〈提出先〉

総務大臣 法務大臣 国家公安委員会委員長

衆議院議長  
參議院議長  
内閣總理大臣  
總務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
國家公安委員會委員長  
警察廳長官

} 宛